

○国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構
大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程

〔平成23年12月21日〕
規程第48号

国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構施行令（平成16年1月7日政令第2号。以下「政令」という。）第8条第2項及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号。）第35条に基づき、筑波技術大学における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、政令第8条に規定する「特に優れた業績による返還免除」の審査を行うため、「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科専攻長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は委員会を主宰する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって、議事を開くことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。ただし、この規程施行後最初の第3条第4号の委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。